

いちご保育園事業継続計画書（BCP）

2022年4月

（1）被害の想定

首都直下型・マグニチュード7級の地震が発生し、地域やインフラに被害が発生した場合

（2）対策本部の設定、非常時指揮命令系統

①対策本部

NPO 法人いちごの会本部に、園長を中心に対策本部を設置する。

本部が機能しなくなった場合、支を中心にして神田支社に設置する。

②非常時指揮命令系統

地震等の災害発生により、緊急事態となった際の事業所における統括責任者及び代理責任者は以下のとおりとする。ただし、対策本部との連絡がつく場合、本部長の指示が優先される。

統括責任者の役割	統括責任者	代理責任者①	代理責任者②
被災現場の対応に関する重要な意思決定及び指揮命令	園長	副園長	事務長

（3）情報伝達手段

①法人対策本部…設置場所（東久留米市本町 1-5-18）、専用回線（TEL:042-476-4115）

②職員間…安否確認・連絡の方法（専用メールグループ）／集合場所：いちご保育園

③自治体…災害対策本部（東久留米市本町 3-3-1、TEL：042-470-7777）

④園児…安否・所在確認／運営再開の連絡（一斉メール、ホームページで行う）

（4）復旧想定期間

①被災直後の行動計画…4日～1週間

…園児の安全を確保した後、地震発生から3日間は職員の安全と安心を最優先し、業務への復帰は求めない。

4日目から一斉メールにより安否の確認を行うとともに、統括責任者により事業所やインフラの状態を把握し、対策本部との連携を図る。

②運営再開までのプロセス…1週間から1か月

…対策本部の判断により、安全と体制を確認（運営再開チェックリストに従う）した後、

被害状況に応じて、幼児クラスより段階的に業務の再開を図る。

③完全復旧までのプロセス…1か月以上

…所属自治体の確認を受けながら、全園において通常業務を復旧させる。

(5) 運営再開チェックリスト

①職員体制

- 統括責任者
- 保育士
- 看護師
- 栄養士
- 調理師

…以上の各担当または有資格者を1名以上含んだ体制を確保する。

ただし、統括責任者はその他の役割を兼務することができる。

②インフラ※交通手段を含む

- 電気
- 水道
- ガス
- 電話
- 道路
- 鉄道
- ICT

③サプライ（必要物品）

- 飲料水
- 食品
- 医療品
- 清掃用具

附則)

以上の内容は、実効性を確保するため、年度末の園長会議および職員会議で見直しを行ういちご保育園事業継続計画書（BCP）（1）被害の想定 首都直下型・マグニチュード7級の地震が発生し、地域やインフラに被害が発生した場合（2）対策本部の設定、非常時指揮命令系統 ①対策本部 東京本社内に、代表を中心に対策本部を設置する。東京本社が機能しなくなった場合、支部長を中心に東京支社に設置する。 ②非常時指揮命令系統 地震等の

災害発生により、緊急事態となった際の事業所における統括責任者及び代理責任者は以下のとおりとする。ただし、対策本部との連絡がつく場合、本部 長の指示が優先される。

統括責任者の役割 統括責任者 代理責任者① 代理責任者② 被災現場の対応に関する重要な意思決定及び 指揮命令 園長 副園長 事務長（3）情報伝達手段 ①法人対策本部…設置場所（東久留米市本町 1-5-18）、専用回線（TEL：042-476-4115） ②職員間…安否確認・連絡の方法（専用 一斉メール）／集合場所：地域拠点園いちご保育園 ③自治体…災害対策本部（東久留米市本町 3-3-1、TEL：042-470-7777） ④利用者…安否・所在確認／運営再開の連絡（一斉メールの活用のみで行う）（4）復旧想定期間 ①被災直後の行動計画…4日～1週間…園児の安全を確保した後、地震発生から3日間は職員の安全と安心を最優先し、業務への復帰は求めない。4日目から専用メールにより安否の確認を行うとともに、統括責任者により事業所やインフラの状態を把握し、対策本部との連携を図る。②運営再開までのプロセス …1週間から1か月 …対策本部の判断により、安全と体制を確認（運営再開チェックリストに従う）した後、被害状況に応じて、幼児クラスより段階的に業務の再開を図る。③完全復旧までのプロセス…1か月以上…所属自治体の確認を受けながら、全園において通常業務を復旧させる。（5）運営再開チェックリスト ①職員体制 統括責任者 保育士 看護師 栄養士 調理師…以上の各担当または有資格者を1名以上含んだ体制を確保する。ただし、統括責任者はその他の役割を兼務することが出来る。②インフラ※交通手段を含む 電気 水道 ガス 電話 道路 鉄道 ③サプライ（必要部品） 飲料水 食品 医療品 清掃用具 附則）以上の内容は、実効性を確保するため、年度末の園長会議および職員会議で見直しを行う。

事業継続計画書（コロナなど感染症）

1. 対応の流れ概要及び責任者

危機対応の流れ、責任者（コロナ）



2. コロナ発生状況想定

(1) 想定される発生状況

コロナ集団感染発生
園長は、職員、又は保護者からの報告に基づき行動履歴の確認を行う。 ● 感染させる期間の登園状況と濃厚接触者の認定を行う。 適宜、市、保健所と連携をとる。

(2) 想定される状況及び対応行動

〈園としての責務〉

項目	対応内容
報告義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 全職員・全園児（園内・在宅）の健康状況を確認後、速やかに保健所及び市役所に状況を報告し、指示を待つ。 ◆ 小平保健所：042-450-3111 ◆ 東久留米市役所 保育課：042-470-7745
濃厚接触児童の看護	<ul style="list-style-type: none"> ● 濃厚接触児・者の隔離
説明責任	<ul style="list-style-type: none"> ● 濃厚接触児の保護者に対する説明 ● メディア対応 ● 全保護者に対する最終説明
保健所の指示対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 登園自粛要請
市役所・保健所の指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所・保健所の指示に従う ● 園内消毒

〈内部状況〉

項目	想定される状況
職員又は園児	発熱2日前から登園していた場合、不織布マスクなし15分以上1メートル以内にいた職員・子供の確認
各クラス担任	保健所による調査への協力
看護師	保護者からの聞き取り、市への報告 保健所等への対応

3. コロナ陽性者・児（1名）対応

(1) 危機対策本部の設置

以下の事態が発生した場合に、危機対策本部を設置する。

コロナ陽性と判断された報告があった時点で、危機対策本部長（園長）、副本部長（主任保育士）、看護師を構成員とする危機対策本部を設置する。

危機対策本部の設営場所は、第一候補：職員室、第二候補：事務室とする。

危機対策本部の業務内容は以下の通りとする。

- 全職員・全園児の健康状態を調査集計する（担任を通じて）。
- 行政機関への連絡・調整・報告を行う。
- 市、保健所の指導のもと濃厚接触者の確認を行う。
- 保護者への連絡を行う。
- 全園児保護者に対する説明を行う。
- 理事会・評議会への報告を行う。
- 行政命令への対応を統括する。

(2) コロナ感染症発生の報告時の初動対応を以下の通りに定める。

項目	対応内容
状況把握	全園児（欠席児を含む）の健康状況・患者の病状等を調査し、集計をする。 全職員の健康状態の調査、把握
発症園児対応	登園記録、行動の把握、濃厚接触者の確認
行政対応	保健所、市役所に状況を報告し指示を待つ。
濃厚接触児への対応	2週間の登園自粛のお願い
対外説明	保護者、メディアに説明責任を果たす。

4. 事業継続対応

(1) B C P の発動基準

B C P の発動及び解除は危機対策本部長が理事長と協議の上、指示する。

段階	発動基準
B C P 発動	コロナ感染者（園児・職員）が1名出た場合
B C P 解除	保健所から解除命令が通知された時点

(2) 事業継続のための方針

① 事業継続方針

- ◆ 行政の指示に従い、調査等に全面的に協力する。
- ◆ 会社に対する説明責任を果たす。
- ◆ 保護者に対する説明責任を果たす。
- ◆ 消毒を徹底し、食事の座席間隔を広くし、クラスにより時間帯を変える。
- ◆ 再発防止を明らかにし、保健所の許可が下りた時点で通常保育を行い B C P を解除する。

②事業継続に関して必要な経営資源は以下の通りとする。

必要な経営資源	必要な経営資源の詳細
職員	職員の配置を最小限にしても保育ができるように工夫する。
衛生管理	衛生管理を徹底し、多数の児童が密にならないよう工夫する。

5. コロナ感染症発生以降の対応の流れ

コロナ感染症報告	1. 出欠状況の把握、登園園児の健康状況、発症2日前の行動把握 2. 危機対策本部の立ち上げ
初動対応	3. 濃厚接触者の確認 4. 行政に連絡 保健所、市役所 5. B C P 発動 6. 保護者、メディア等に対する説明
事業継続対応	7. 職員人数の確認、最小限の人員配置で保育活動できるように工夫する。 8. 再発防止のため消毒・食事座席の間隔・マスク等の徹底 9. 登園自粛（濃厚接触者）への定期的な連絡 10. 保護者に対する最終説明 11. B C P の解除